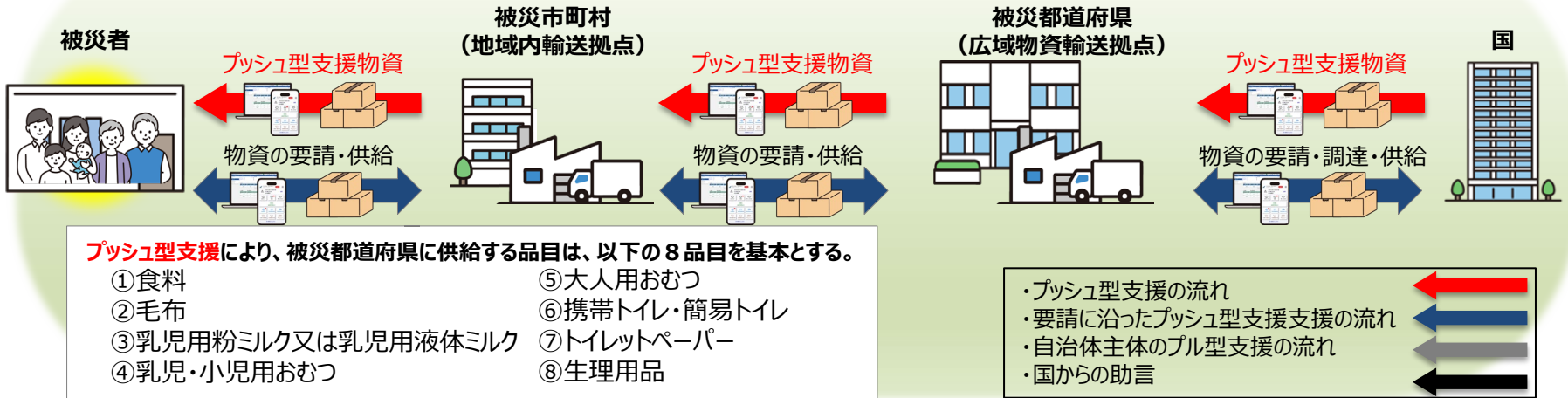




災害時の物資支援について

- 国の防災基本計画で、「地方公共団体は、初期の対応に十分な量の物資の備蓄に努める」とされており、平時から各都道府県及び市町村において備蓄拠点を設けるなど必要な取組がなされているところ
- 地方公共団体は、大規模な災害が発生した場合必要とされる物資を調達し輸送体制を整備する
- ただし、国は、被災地方公共団体が、**被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災地からの要請がなくても、物資の供給を確保し、輸送をする支援を開始する**としており、同時に被災都道府県からの要望に沿った物資も調達し、供給している（プッシュ型支援）
- 国主体の調達は、被災地の状況を鑑みながら、次第に自治体主体の調達・供給に移行していく（プル型支援）

物資支援スキーム（国主体の物資支援）



物資支援スキーム（自治体主体の物資支援）

